



これからの大山町の公共交通

新設

「予約型交通」 (仮称)

➤ 町内全域、全町民が
利用できます。

改定

福祉タクシー事業を改め 「タクシー助成制度」

➤ 65 歳以上、障がいのある
方が利用できます。

継続

※ 8 ページ参照

「外出支援 サービス事業」

➤ 介護保険の要介護と認定
された方や障がいのある方



大山町の交通の 構造は . . .

大山町の交通は、基本の交通機関
のほか、体の状況により基本の交通
機関を利用できない方のための「外
出支援事業」(通院交通) で構成さ
れています。

また、これらの交通にプラスして
一定の条件下にある方の移動費用の
助成を行っています。

☆基本となる交通機関

⇒誰でも利用可
・ 予約型交通 (仮称)
・ 日交バス ・ JR ・ タクシー



☆体の状況に応じた 通院交通

⇒介護認定や身体に一定程度
の障がいのある方が利用可

外出支援サービス事業



☆体の状況に応じた 移動助成

⇒65才以上の方、一定程度
障がいのある方が利用可

タクシー助成制度